

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年3月29日

奈良県監査委員 谷川正嗣

同 南田昭典

同 井岡正徳

同 高柳忠夫

平成22年度 第1回分  
 (ア) 本庁

部局及び所属名	監査実施 年月日	監査結果	措置の内容
知事公室 消防救急課	平成22年 5月12日	<p>証紙の消込み及び収入証紙収納簿への記載について</p> <p>危険物取扱者関係手数料等の平成21年度分証紙収納について、貼付証紙の消込み及び収入証紙収納簿への記載が行われていなかった。</p> <p>証紙収納にあつては、適時証紙の消込み及び収入証紙収納簿への記載を行うべきである。</p> <p>また、今後は、適正に処理されるよう複数の職員によるチェック体制を講ずるべきである。            (注意事項)</p>	<p>証紙の消込みについては、確認業務終了後速やかに行い、不正等の防止を図る。</p> <p>収入証紙収納簿への記載については、関係書類受理後速やかに行い収納状況を把握する。また、関係書類決裁時に収入証紙収納簿も併せて決裁を得、確認体制の適正化を図る。</p>
平城遷都1300年 記念事業推進局 平城遷都1300 年記念事業推 進局	平成22年 7月26日	<p>現金出納簿について</p> <p>随時の経費にかかる資金前渡について、奈良県会計規則で規定する現金出納簿が作成されていなかった。今後は、同規則に基づき作成されたい。            (注意事項)</p>	<p>随時の経費にかかる資金前渡について、奈良県会計規則で規定する現金出納簿を作成した。</p>
健康福祉部(旧福 祉部) 長寿社会課	平成22年 5月18日	<p>普通財産使用料の調定について</p> <p>普通財産使用料について、調定時期の遅延及び調定日の遡及が認められた。今後は、公有財産規則に基づき年度当初に調定を行うべきである。            (注意事項)</p>	<p>普通財産使用料の調定について、今後は公有財産規則に基づき適正に事務処理を行う。</p>
こども家庭局 こども家庭課	同 上	<p>母子・寡婦福祉資金貸付金における償還未済金について</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、償還未済金の増加が認められた。</p> <p>新たな償還未済金の発生防止及び文書、電話、訪問等を行うなど回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。            (注意事項)</p> <p>児童扶養手当過払金における返納未済金について</p> <p>児童扶養手当過払金において返納未済金の増加が認められた。</p> <p>督促の実施や時効の防止策を講じられているが、今後一層収納の促進に努められたい。            (注意事項)</p> <p>児童措置費負担金の未収金について</p> <p>児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。</p> <p>督促の実施など未収金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努められたい。</p>	<p>今後も、償還開始時や初期滞納者に対する償還指導を徹底するとともに、悪質滞納者に対しては法的措置(支払督促)も視野に入れた償還指導や催告の強化を行い、より一層の収納の促進に努める。</p> <p>今後も過払い発生時の納付指導を強化し、滞納状況から債務者を分類し計画的な返済指導を実施するとともに、債務者の返済能力に応じて分割額を見直すなど、より適切な返済の指導を進め、一層の収納の促進に努める。</p> <p>児童の入所措置の際に、保護者に対して、負担金についての説明と指導を徹底することにより、発生の未然防止に努めるとともに、初期の未納者に対しては、電話等</p>

		(注意事項)	<p>による納付指導を強化する。また、未納者の世帯状況の把握に努め、分割納付等適切な納付指導を実施する。上記対応の円滑な実施のため、こども家庭相談センターとの連携を密にする。</p> <p>なお、本年度においては、上記の未収金のうち過年度分の債権回収を外部に委託するとともに、督促に応じない貸付金の債務者について支払督促を申し立てる予定。</p>
暮らし創造部 青少年・生涯学習課	平成22年5月20日	<p>交付すべき補助金の額の確定事務について</p> <p>団体運営費補助金において、交付すべき補助金の額の確定事務を誤ったため、補助金の交付額が66,946円過大となっていた。適正に処理するとともに、今後の交付事務に留意すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>平成22年7月5日付けで団体運営補助金の額の再確定を行う。過大交付補助金66,946円を同月12日付けで、団体より払込み。13日付け県で収納する。</p> <p>補助金交付事務については、事業進捗について団体から随時、報告を求めて進捗管理を徹底するとともに、申請・完了実績報告の早期提出を指導して、審査期間を十分とれる環境を整え、審査チェックを複数人で行うことで適正な事務処理の徹底を行う。</p>
スポーツ振興課	平成22年5月24日	<p>行政財産使用料の調定について</p> <p>行政財産使用料の調定において、調定時期の遅延が認められた。今後は、奈良県行政財産使用料条例施行規則に基づき年度当初に調定を行うべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、行政財産使用料の調定について、奈良県行政財産使用料条例施行規則を遵守し適正に行う。</p>
産業・雇用振興部 (旧商工労働部) 商工課	平成22年6月22日	<p>貸付金の償還未済金について</p> <p>中小企業高度化資金貸付金、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金、繊維構造改善事業貸付金において、償還未済金が認められた。特に中小企業高度化資金貸付金にあっては、平成20年度決算において、延滞額が増嵩(ぞうすう)しており、また、その貸付総額に占める割合も極めて高いことから、より厳格な債権管理等の徹底に努められたい。</p> <p>また、各貸付金については、新たな未収金発生防止の観点から一層の厳正な審査の実施を図るとともに、制度の趣旨に添って厳正な指導と対応を行い、債権の保全及び回収に努めることにより、未収金の減少に一層取り組むべきである。</p> <p>なお、ヤマトハイミール食品協業組合にかかる債権については、債務者(連帯保証人を含む。)に</p>	<p>中小企業高度化資金貸付金の債権管理等については、既存の貸付先からは毎年決算書の提出を求めるなど状況把握に努め、約定どおりの償還が困難となった場合には条件変更、最終償還期限の延長など制度に則った手続きをとり事業を継続させながら回収を図っているところである。しかし、厳しい経済状況の中で延滞となった貸付先については、法的措置も視野に入れながら督促に当たっている。</p> <p>なお、延滞金増嵩の原因となった貸付先については、毎年の償還が当初約定金額と比べ少額に留まった状況を改善するよう指導し、各連帯保証人から組合への償還原資を引き上げるよう交渉を重ねた結果、平成22年度からは返済を1割増額することになった。</p> <p>また、平成22年2～5月に、サービサーによる組合及び連帯保証人の資産状況調査を実施した。</p>

		<p>対する競売開始申立などが行われ、連帯保証人財産の任意売却及び組合等の土地・建物・機械器具の競売により、一部債権回収が図られたところであり、今後もさらなる債権回収に向けて引き続き努力されたい。 (指摘事項)</p>	<p>その他の貸付金について、新規貸付に当たっては厳正な審査によって未収金増大防止に努めたところであり、既貸付分の回収にあたっては、廃業や高齢化などのためまとまった返済が困難な貸付先に対して、毎月督促強化日を定めることによって計画的な督促に努め、貸付先の生活実態や資産状況を把握しつつ継続して返済するよう促してきたところである。</p> <p>ヤマトハイミール食品協業組合に係る債権については、平成22年度において連帯保証人1名の自宅土地家屋の強制競売を実施し、12月に売却代金から手続費用を除いた約460万円を収納した。今後も引き続き連帯保証人の資産状況調査などを行い、積極的な債権回収に努めていくこととしている。</p>
		<p>団体事業費等補助金にかかる会計関係書類について 団体事業費等補助金の実績報告書及びそれに伴う精算関係書類について一部確認できないものがあった。 今後は奈良県行政文書管理規程に基づき、適正な文書管理を徹底すべきである。 なお、当該書類は後日発見された。 (指摘事項)</p>	<p>後日発見された当該書類については、発見後直ちに本来編綴すべき簿冊に編綴保管するとともに、今後同様のことが発生しないよう課員に注意喚起を行い、再発防止を図った。</p>
		<p>備品現在簿の整備について 所属長が備え置くべき会計帳簿の一つである備品現在簿について、平成20年度の組織替えの際に新たに作成すべきところ作成していなかった。早急に整備するとともに、今後奈良県会計規則に基づき備品の適正な管理に努められたい。 (指摘事項)</p>	<p>監査結果を受け、旧の備品管理課(「商工課」)から現「商工課」への保管転換手続きを行うとともに、これに基づく備品現在簿の作成を行った。 今後、当該帳簿による適切な備品管理を行うこととする。</p>
		<p>備品管理にかかる事務手続きについて 競輪場に設置した大型映像表示盤装置については平成19年度に商工課で購入手続きを行ったものであるが、競輪場への保管転換にかかる手続きを怠っていたため、競輪場の備品現在簿への登載が漏れていた。 今後、備品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>監査結果に基づき、当該物品の保管転換にかかる手続きを行い、競輪場の備品現在簿への登載を行った。 今後、このようなことの無いように適正に備品管理を行うこととした。</p>
産業支援課	平成22年6月22日	<p>債権にかかる財産調書の提出について 平成21年度において、財団法人奈良県中小企業支援センターに</p>	<p>県の基本的かつ重大な報告事項の内容を熟知しておくことはもと</p>

		<p>対し「なら農商工連携ファンド事業」資金として22億5千万円の貸し付けを行っていたが、奈良県会計規則により、決算に際し4月30日までに会計管理者へ報告することと規定されている財産調書が未提出であった。</p> <p>今後、債権等財産の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (指摘事項)</p>	<p>より、債権等財産の管理事務については課内でのチェック体制を強化し、奈良県会計規則等に基づき適正な事務の徹底に努める。</p>
農林部 耕地課	平成22年 7月6日	<p>国営総合農地開発事業費分担金の未収について</p> <p>国営総合農地開発事業費分担金について、平成20年度に引き続き、未収金の大幅な増加が認められた。</p> <p>未収金の縮減を図るため、有効な収納対策を講じるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>土地改良区に対しては、滞納処分を実施する旨の督促状及び催告書の送達を行っている。</p> <p>土地改良区はこれを受けて、未納者への個別訪問や滞納処分を行わない、既に平成20年度分は完納し、平成21年度分の一部が納付されたところ。</p> <p>今後も引き続き、土地改良区が未納金回収を進め、早期に完納するよう催告を行っていく。</p>
土木部 公共工事契約課	平成22年 7月20日	<p>納入通知書の未発行について</p> <p>平成20年度に歳入の調定を行った工事及び測量にかかる損害賠償請求について、地方自治法施行令に規定する納入通知書を発行せず、行政文書による通知のみ行っているものが認められた。</p> <p>速やかに納入通知書を発行するとともに、今後奈良県会計規則及び関係法令に基づき適正な請求・納入事務の執行及び債権の管理に努められたい。 (指摘事項)</p>	<p>平成22年9月28日付で、「奈良県発注工事の入札における談合行為による損害賠償等の請求について」再通知するとともに納入通知書を発行し送付した。</p> <p>当該賠償金の未納業者については、引き続き請求・催告を行い納付を促し適正な債権管理を行う。</p>
まちづくり推進局 住宅課	平成22年 8月3日	<p>県営住宅使用料等の未収金について</p> <p>県営住宅使用料、入居者負担修繕費及び明渡請求後の住宅損害金において、それぞれ未収金の増加が認められた。</p> <p>債権回収の民間委託など種々収納対策を講じられているが、引き続き、新たな未収金発生の防止を図るとともに、未収金の収納促進に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>(1) 県営住宅使用料 県営住宅の使用料等の未収金については、嘱託職員の巡回による納付依頼や昼間不在者への夜間訪問により回収に努めている。また、予防措置として使用料等の支払い方法について、納付書による振込から口座振替への変更を促している。</p> <p>滞納者に対しては、滞納月数が2ヶ月以上となった時点から順次、督促状、明渡請求通知等を送付し、悪質な者に対しては、明渡訴訟を行うなど厳格に対応している。</p> <p>今年度より新たに4団地で指定管理者を導入することによって、休日窓口の増加や受付時間の延長等により収納サービスの向上を図ることで、納付指導に努める。</p> <p>(2) 入居者負担修繕費</p>

			<p>入居者負担修繕費については、今後も引き続き各退去者に対して、退去先への納付通知を行うとともに、今年度より電話等による督促を強化し、納付指導に努める。</p> <p>(3) 明渡請求後の住宅損害金          県営住宅の賠償金の未収金については、和解時点での賠償金納付に対する指導を強化するなど、賠償金滞納者に対する納付指導の強化に努める。</p>
教育委員会 学校支援課	平成22年 7月2日	<p>奨学資金貸付金の償還未済について</p> <p>新規の貸付は終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金については、返還相談会の開催や支払督促等の法的処置の実施など回収に努められているところであるが、償還未済額の増加が認められたので、今後も一層収納の促進に努められたい。</p> <p>また、上記の三奨学資金に代わり、平成14年度に創設された修学支援奨励金についても、償還未済額の増加が認められたので、当該貸付金についても、今後も一層収納の促進に努められたい。          (注意事項)</p>	<p>奨学資金貸付金の償還未済金については、従来より滞納者への返還督促や返還相談会(県内24会場)の実施、さらに、支払督促等の法的措置も実施してきた。</p> <p>これらの施策に加えて、平成22年度からは、所在不明や遠隔地等で回収が困難な債権について民間への債権回収委託を実施している。</p> <p>また、修学支援奨学金・育成奨学金については、平成22年度から新規返還者の返還の利便性向上を図り、収納率の向上のため、口座振替を実施した。</p> <p>今後も、三奨学資金をはじめ修学支援奨学金等の償還未済金対策を着実に実施し、引き続き償還未済金の回収に努める。</p>

(イ) 出先機関

部局及び所属名	監査実施 年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
地域振興部 県立大学	平成22年 1月29日	<p>支出負担行為整理時期の遅延について</p> <p>業務委託の予算執行において、契約日の後日に支出負担行為を行っているものが2件認められた。</p> <p>今後は、支出負担行為の整理を適正な時期に行うべきである。          (注意事項)</p>	<p>会計規則等を遵守し、今後は適正な時期に支出負担行為を行う。</p>
文化観光局 旅券事務所	平成22年 2月18日	<p>契約事務について</p> <p>「旅券申請のごあんない」の印刷の単価契約において、3ヶ年度にわたる契約を締結しているものが認められた。</p> <p>契約締結にあたっては、会計年度独立の原則に基づき、適正に処理すべきである。          (注意事項)</p>	<p>今後は、契約が3ヶ年度にわたらないよう単年度の契約とし、適正な契約事務の執行に努める。</p>
健康福祉部(旧福祉部) 筒井寮	平成22年 4月16日	<p>物品の購入、検収及び台帳管理について</p> <p>物品購入においては、物品購入システムに入力し、物品購入伺書、</p>	<p>今後は、購入の都度、物品購入システムに入力し、物品購入伺書、</p>

		<p>物品検査書、物品等管理台帳等を作成することにより、適正な管理を行うべきであるが、物品購入システムに入力を行っておらず、物品検収についてすみやかな処理が出来ていない状況であった。今後は購入の都度適切に検収確認と台帳管理を行うべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>物品検査書、物品等管理台帳等を作成することにより、適切に検収確認と台帳管理を行う。</p>
医療政策部(旧健康安全局)	平成 22 年 4 月 16 日	<p>行政財産使用料の調定誤りについて</p> <p>行政財産使用料について、1 件、1,260 円の調定誤りが認められた。今後、事務処理に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。(注意事項)</p>	<p>調定誤りについては是正を行い、過誤納金については平成 22 年 3 月 25 日に返金した。</p> <p>今後は、条例に基づき事務処理に十分留意し、適正な調定事務を行う。</p>
郡山保健所			
奈良病院	平成 22 年 7 月 14 日	<p>通勤手当の支給について</p> <p>通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、3 件、5,064 円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>通勤手当の誤りについては速やかに修正するとともに、過払いについては平成 22 年 7 月分給与報告時に適正に処理をした。今後は、より一層、慎重な事務処理に努め、支給事務を適正に行う。</p>
三室病院	同 上	<p>通勤手当の支給について</p> <p>前年度に引き続き、通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1 件、2 円の支給不足及び 1 件、13,654 円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>通勤手当の誤りについては速やかに修正するとともに、支給不足については 6 月 21 日に調整を行い、また、過払いについては 6 月 30 日に本人から返納させた。</p> <p>今後は、より一層慎重な事務処理に努め、支給事務を適正に行う。</p>
		<p>医業収入の未収金について</p> <p>医業収入において、個人未収金の増加が認められた。</p> <p>未収金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>また、入院の診療報酬請求漏れにかかる診療費の回収についても、患者説明等に万全を期し、速やかに収納されたい。(注意事項)</p>	<p>未収金の回収については、督促状の送付及び昨年度に引き続き民間の債権回収業者への委託を行うなど、回収に取り組んでいる。また、平成 23 年 1 月よりクレジットカード払いでの診療費の支払いの導入を予定しており、未収金の発生防止にも努めていく。</p> <p>入院の診療報酬請求漏れについては、請求漏れの原因や経緯についてより詳しい説明書を追加するとともに、必要に応じて患者宅に出向いて説明を行うなど万全を期しており、平成 23 年 1 月には全対象患者に対する納入通知書の送付を完了する予定である。なお、これまでに請求を行った患者の未収分についても、今後も引き続き回収に努める。</p>
五條病院	同 上	<p>行政財産使用料の調定について</p> <p>継続分の行政財産使用許可にかかる使用料について、調定漏れ及び調定期期の遅延が認められた。</p>	<p>行政財産使用料の調定について、6 月 8 日に調定し、それぞれ 6 月 30 日と 7 月 1 日に収納した。</p>

		<p>速やかに調定を行い収納するとともに、今後は行政財産使用料条例規則に基づき年度当初に調定を行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後は年度当初に調定を行い、速やかに収納する。</p>
		<p>医業収入の未収金について          医業収入において、個人未収金の増加が認められた。          未収金の回収に努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。(注意事項)</p>	<p>医業収入の未収金について、新たに発生したものは早期段階で未納者を把握し、電話による催告や督促状・催告書の送付を行っている。また、過年度分については民間の債権回収業者に委託し、定期的に未納者に通知するなどして早期回収に努めている。          未収金の発生防止策としては、投薬・院外処方箋の引き替えや退院許可を収納確認後に行うことの徹底や、分納・延納・振り込みの相談に積極的に応じていくことで納付意識を高めていくこと、また、高額となる入院診療費の窓口負担を自己負担限度額に抑えることができる高額療養費の限度額適用認定制度の積極的な活用等を行っている。また、9月1日よりクレジットカードでの診療費の支払いを導入し、未収金の発生防止に努めている。</p>
産業・雇用振興部(旧商工労働部)	平成22年6月22日	<p>嘱託職員の通勤報償費の支給誤りについて          嘱託職員の通勤報償費の支給において、事務処理を誤ったため、1件、2,724円の過払いが認められた。          適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。(注意事項)</p>	<p>過払い分2,724円については平成22年3月3日付けにて返還させた。          今後は支給事務に留意し、適正に事務処理を行う。</p>
競輪場		<p>契約締結日の遅延について          競輪場で使用する電気の調達については一般競争入札を行っていたが、契約を締結するにあたり締結日の遅延が認められた。契約書については、奈良県契約規則第17条第1項の規定により、特別な理由がない限り落札の日から5日以内に契約を締結することになっているため、今後は適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>今年度(平成22年度)の一般競争入札は平成22年8月10日に執行したが、3日後の平成22年8月13日付けにて契約の締結を行った。          今後も奈良県契約規則を遵守し、適正に事務処理を行う。</p>
農林部 中央卸売市場	平成22年5月26日	<p>市場使用料等の未収金について          市場使用料等において、未収金が平成16年度以降毎年度継続的に増加しており、平成20年度決算額においても現年度の未収金は減少したが過年度未収金の増加により全体額が増加している。(注意事項)</p>	<p>「中央卸売市場施設使用料等滞納整理事務内規」に基づき、督促状による納付催告・事業所訪問及び事情聴取(呼び出し)を行い、支払誓約、支払計画書を提出させる等の措置を強化したことにより、平成20年度及び平成21年度の現年度分の未収金を減少させることが出来た。</p>



			過年度分についても同様に対応しており、経営状態等個別の事情はあるものの、未収金の徴収に努めているところであり、その結果、平成22年度において多額の未収金を回収することが出来た。今後も継続して同様の措置を講じていく。
教育委員会 高円高等学校	平成22年 1月29日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、7,000円の支給不足及び1件、2,540円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)	1件、7,000円の支給不足について、平成22年2月19日の給与で追給し、1件、2,540円の過払いについては、平成22年3月29日に返納させた。 今後、より一層適正な事務処理に努める。
西和清陵高等学校	平成22年 2月4日	消耗品購入における会計書類の作成について 平成21年2月から3月に購入した消耗品のうち3件について、物品購入伺書及び納品確認のための検査書が未作成であった。 消耗品購入に際しては物品購入伺書により決裁をとり、納品確認に際しては検査書を作成し確実に検収業務を行うなど、適正な会計処理を行うべきである。 (注意事項)	消耗品購入に際しては、平成21年7月1日運用開始の物品購入システム処理要領に基づき会計処理を厳格化した。今後は、より一層適正な会計処理に努める。
王寺工業高等学校	同上	講師への扶養手当及び非常勤講師への通勤報酬の支給について 講師への扶養手当及び非常勤講師への通勤報酬の支給において、認定及び事務処理を誤ったため、1件、124,336円の過払及び1件、5,795円の支給不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 なお、講師用の給与システムでは、被扶養者の認定要件である年齢について、チェックできないプログラムであるため、誤支給を未然に防ぐシステムを教育委員会担当課と協議されたい。 (注意事項)	扶養手当の誤支給については、平成21年5月まで支給停止の遡及を行うとともに、過払いについて平成22年1月18日対象者から返納させた。 また、通勤報酬の認定誤りについては認定の変更を行うとともに、支給不足について平成22年1月8日追給を行った。 今後より一層慎重な審査に努め認定事務を適正に行うとともに、認定要件である被扶養者の年齢確認については、教職員課において今年度中にプログラム修正の予定であり、誤支給の防止に努める。
奈良東養護学校	平成22年 3月17日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため、1件、17,102円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)	通勤手当の認定誤りについては認定の変更を行うとともに、過払い分のうち当該年度分は平成22年2月分給与で調整し、過年度分は平成22年3月18日に、本人から返納させた。 今後、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。

(ウ) 財政的援助団体等

--	--	--	--

所属名	監査実施年月日	監査結果	措置の内容
財団法人奈良県農業振興公社	平成22年7月29日	<p>平成21年度決算における財務諸表等への計上誤りについて</p> <p>平成21年度決算において、貸借対照表の流動負債における計上科目の誤り、注記への記載漏れが認められた。財務諸表等の作成に当たっては、公益法人会計基準及び公社会計規定等に準拠した適正なものになるよう最善の注意を払うべきである。(注意事項)</p>	<p>貸借対照表への流動負債における計上科目の誤りについては、農用地の売渡し契約と売渡し代金の償還時期が年度をまたがったため、正しくは短期借入金に計上すべきところ誤って未払金として流動負債に計上した。また、注記について特定資産の充当額内訳が記載漏れになっていた。</p> <p>今後、財務諸表等の作成に当たっては、公益法人会計基準及び公社会計規定等に準拠した適正なものとするよう指導した。</p>
奈良県土地開発公社	同上	<p>奈良県土地開発公社契約事務要領で定められた限度額を超えた随意契約について</p> <p>長期継続契約において、奈良県土地開発公社契約事務要領に定められている随意契約できる限度額を超えて随意契約が行われていた。今後は奈良県土地開発公社契約事務要領を遵守し、適正に行うべきである。(注意事項)</p>	<p>奈良県土地開発公社に対して、契約事務について同公社契約事務要領を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
奈良県道路公社	同上	<p>奈良県道路公社会計規程で定められた限度額を超えた随意契約について</p> <p>長期継続契約において、契約規則に定められている随意契約ができる限度額を超えて随意契約が行われていた。今後は、契約規則を遵守し、適正に行うべきである。(注意事項)</p> <hr/> <p>E T C車軸センサーの購入科目について</p> <p>物品の購入において、不適正な科目から支出されているものが認められた。また、契約書の締結、物品検査調書が作成されてなかった。</p> <p>公社職員が行うE T Cレーンの軸数検知器車軸センサーの交換に係る予備センサーの購入において、工事請負費により支出されていた。また、物品売買契約書の締結、物品検査調書が作成されてなかった。これは、予備センサーを購入するものであり、工事請負費による支出にはなじまないため、今後は、需用費により支出すべきであり、また、会計規程を遵守し、適正に行うべきである。(注意事項)</p>	<p>奈良県道路公社に対し、今後は、奈良県道路公社会計規程を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <hr/> <p>奈良県道路公社に対し、今後は、適正な科目による支出を行うとともに、奈良県道路公社会計規程を遵守し、契約書の締結等適正な事務処理を行うよう指導した。</p>